

15 賃金と中間利益の相殺

あけぼのタクシー事件（最1小判昭和62年4月2日）〈H21・23選・R1選〉

＊解雇無効期間中に支払われるべき賃金から、同期間内に他社で働いて得た賃金はどこまで控除できるか？

事案

Y社はタクシー業を営む会社であり、Xらは、Y社の運転手であり、また、Y社労働組合の役員であった。

Y社は、Xらの日常の出勤態度、勤務状況が不良であったこと等を理由に、Xらを懲戒解雇に付したが、Xらは、懲戒解雇は無効であるとし、雇用関係が存在している旨の確認と解雇期間中の賃金の支払を求めて提訴した。

Xらは、係争中、他社でタクシー運転手として勤務し、解雇前の平均賃金以上の収入（中間収入）を得ていたことから、この解雇無効期間中に他の職に就いて得た利益を、使用者が支払うべき解雇無効期間中の賃金額から控除することができるか否かが問題となった。

判旨

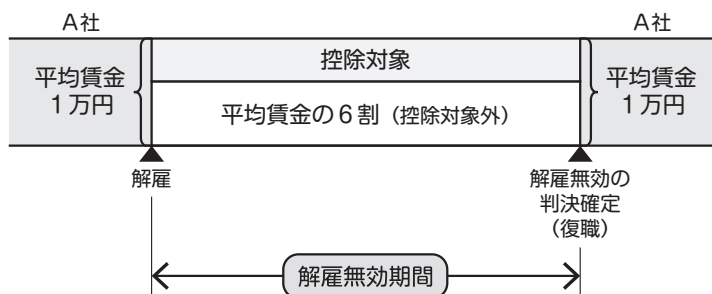
使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、右労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり右利益（以下「中間利益」という）の額を賃金額から控除することができるが、右賃金額のうち労働基準法12条1項所定の平均賃金の6割に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である。したがって、使用者が労働者に対して有する解雇期間中の賃金支払債務のうち平均賃金額の6割を超える部分から当該賃金の支給対象期間と時期的に対応する期間内に得た中間利益の額を控除することは許されるものと解すべきであり、右利益の額が平均賃金額の4割を超える場合には、更に平均賃金算定の基礎に算入されない賃金（労働基準法12条4項所定の賃金）の全額を対象として利益額を控除することが許されるものと解せられる。

判例のポイント

使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり中間利益の額を賃金額から控除することができるが、賃金額のうち労働基準法12条1項所定の平均賃金の6割に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されている（平均賃金の6割を超える分は控除することができる）。

解説

中間利益のうち平均賃金の6割に相当する分は控除することができない。
 →平均賃金の6割を超える分は控除することができる。



択一問題

労働基準法第24条第1項の定めるいわゆる賃金全額払の原則は、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含するものであり、使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇無効期間中に他の職に就いて得た利益を、使用者が支払うべき解雇無効期間中の賃金額から控除して支払うことはおよそ許されないとするのが最高裁判所の判例である。(労基H21-4D)

正解 ×

使用者の責めに帰すべき事由により解雇された労働者が解雇無効期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者が労働者に解雇無効期間中の賃金を支払うに当たり、当該労働者が得た利益の額を賃金額から控除することができる、とするのが最高裁判所の判例である。なお、この場合、控除できる額は、平均賃金の6割を超える部分に限られる。

穴埋め問題

使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、右労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり右利益（以下「」という）の額を賃金額から控除することができるが、右賃金額のうち労働基準法12条1項所定のに達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である。したがって、使用者が労働者に対して有する解雇期間中の賃金支払債務のうちを超える部分から当該賃金の支給対象期間と時期的に対応する期間内に得たの額を控除することは許されるものと解すべきであり、右利益の額が平均賃金額の4割を超える場合には、更に平均賃金算定の基礎に算入されない賃金（労働基準法12条4項所定の賃金）の全額を対象として利益額を控除することが許されるものと解せられる。

正解

A. 中間利益 B. 平均賃金の6割